

家賃支援給付金の不正受給等に関する認識確認を行っています

中小企業庁では、家賃支援給付金事務局に委託して、家賃支援給付金の申請内容等に基づき、不正受給等に関する認識確認を進めています。

届いた認識確認の文書が真正なものか確認したい方は、受け取ったご本人から、家賃支援給付金事務局の連絡先（yachinshien-chousa-uketsuke@meti.go.jp）までメールにてご連絡ください。メール本文には、認識確認の文書に記載の管理番号、氏名、生年月日及び連絡先（電話番号、メールアドレス及び住所）を記載願います。

個人情報等を聞き出す詐欺にご注意ください。

誤って受給した方は、速やかに返還してください。

返還に当たっては、経済産業省ウェブサイト（https://www.meti.go.jp/covid-19/kyufukin_fusei.html）に掲載している家賃支援給付金の自主返還の方法をご参照ください。